

産業環境委員会議案説明資料

令和4年9月27日

件名	頁
1 第83号議案 足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例	2

(産業経済部)

第 8 3 号議案説明資料

令和 4 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例																																																										
所管部課	産業経済部 企業経営支援課																																																										
内 容	<p>1 改正の概要 令和 4 年度末に足立区勤労福祉会館大規模改修工事が完了することに伴い、会館運営を一時移転先（旧飲食店）から綾瀬プルミエ内に戻すため、足立区勤労福祉会館条例の一部を次のとおり改正する。 (1) 位置を変更する。 (2) 施設及び使用料を変更する。 (3) 卓球の個人使用を変更（再開）する。</p> <p>2 改正の内容 (1) 会館の位置を、以下のとおり変更する。 東京都足立区綾瀬一丁目 3 4 番 7-102 号 ※ 綾瀬プルミエ内 (2) 施設及び使用料を、以下のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="352 938 1461 1503"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～ 午後0時30分</th> <th>午後1時～ 午後5時</th> <th>午後5時30分～ 午後9時30分</th> <th>午前9時～ 午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 ホール</td> <td>7,100円</td> <td>8,800円</td> <td>1 万500円</td> <td>2万3,400円</td> </tr> <tr> <td>第 2 洋室</td> <td>3,600円</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> <td>1万2,400円</td> </tr> <tr> <td>第 3 洋室</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第 4 洋室</td> <td>1,800円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第 5 洋室</td> <td>1,100円</td> <td>1,400円</td> <td>1,700円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>工芸室</td> <td>2,100円</td> <td>2,400円</td> <td>2,900円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>展示ロビー</td> <td colspan="4">1 日につき、6,400円</td> </tr> <tr> <td>レクリエー ションホール</td> <td>4,400円</td> <td>5,400円</td> <td>6,400円</td> <td>1 万4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模改修工事前の従来の使用料とする。</p> <p>(3) 卓球の個人使用を、以下のとおり変更（再開）する。</p> <table border="1" data-bbox="352 1601 952 1693"> <thead> <tr> <th>使用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人 1 時間</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模改修工事前の従来の使用料とする。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 参照。</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日予定</p>	施設名	午前	午後	夜間	全日	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分	第 1 ホール	7,100円	8,800円	1 万500円	2万3,400円	第 2 洋室	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円	第 3 洋室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円	第 4 洋室	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円	第 5 洋室	1,100円	1,400円	1,700円	3,600円	和室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円	工芸室	2,100円	2,400円	2,900円	6,400円	展示ロビー	1 日につき、6,400円				レクリエー ションホール	4,400円	5,400円	6,400円	1 万4,600円	使用単位	金額	1 人 1 時間	100円
施設名	午前		午後	夜間	全日																																																						
	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分																																																							
第 1 ホール	7,100円	8,800円	1 万500円	2万3,400円																																																							
第 2 洋室	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円																																																							
第 3 洋室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円																																																							
第 4 洋室	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円																																																							
第 5 洋室	1,100円	1,400円	1,700円	3,600円																																																							
和室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円																																																							
工芸室	2,100円	2,400円	2,900円	6,400円																																																							
展示ロビー	1 日につき、6,400円																																																										
レクリエー ションホール	4,400円	5,400円	6,400円	1 万4,600円																																																							
使用単位	金額																																																										
1 人 1 時間	100円																																																										
問 題 点 今後の方針	近隣住民、会館利用者等に丁寧に周知・説明していく。																																																										

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年 9 月 29 日 条例第30号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和58年条例第34号 昭和58年条例第62号 昭和59年条例第13号 昭和61年条例第17号 昭和61年条例第77号 平成 3 年 条例第53号 平成12年条例第33号 平成16年10月25日 条例第36号 平成17年10月24日 条例第45号 平成20年 6 月 26 日 条例第39号 平成25年 3 月 28 日 条例第13号 平成26年 3 月 28 日 条例第18号 <u>令和 3 年12月22日 条例第56号</u></p> <p>足立区勤労福祉会館条例</p>	<p>○足立区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年 9 月 29 日 条例第30号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和58年条例第34号 昭和58年条例第62号 昭和59年条例第13号 昭和61年条例第17号 昭和61年条例第77号 平成 3 年 条例第53号 平成12年条例第33号 平成16年10月25日 条例第36号 平成17年10月24日 条例第45号 平成20年 6 月 26 日 条例第39号 平成25年 3 月 28 日 条例第13号 平成26年 3 月 28 日 条例第18号 令和 3 年12月22日 条例第56号 <u>令和 4 年 月 日 条例第 号</u></p> <p>足立区勤労福祉会館条例</p>
<p>第 1 条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 足立区勤労福祉会館</p> <p>位置 <u>東京都足立区綾瀬四丁目 1 0 番 6 号</u></p>	<p>第 1 条 現行のとおり</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 足立区勤労福祉会館</p> <p>位置 <u>東京都足立区綾瀬一丁目 3 4 番 7 ー 1 0 2 号</u></p>

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>(施設)</p> <p><u>第4条 会館には施設として集会室を設ける。</u></p>	<p>第3条 現行のとおり</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>(施設)</p> <p><u>第4条 会館には次の施設を設ける。</u></p>
	<p><u>(1) 集会室</u></p> <p><u>(2) 工芸室</u></p> <p><u>(3) 展示ロビー</u></p> <p><u>(4) レクリエーションホール</u></p>
<p>第5条から第10条 略</p>	<p>第5条から第10条 現行のとおり</p>
<p>第11条 略</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。</p>	<p>第11条 現行のとおり</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。</p>
<p>第12条から第19条 略</p>	<p>第12条から第19条 現行のとおり</p>
<p>付 則</p> <p>略</p>	<p>付 則</p> <p>現行のとおり</p>
	<p><u>付 則 (令和4年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 足立区勤労福祉会館の施設の使用に係る申請、承認その他の行為は、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区勤労福祉会館条例の規定の例により行うことができる。</u></p>

改正前

改正後

別表（第7条関係）

別表（第7条関係）

1 集会室等

施設名	午前 午前9時～午後零時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分
集会室1	3,300円	4,000円	4,800円	1万800円
集会室2	1,800円	2,200円	2,700円	6,200円

施設名	午前 午前9時～午後0時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分
集会室 (第1ホール)	7,100円	8,800円	1万500円	2万3,400円
集会室 (第2洋室)	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円
集会室 (第3洋室)	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円
集会室 (第4洋室)	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円
集会室 (第5洋室)	1,100円	1,400円	1,700円	3,600円
集会室 (和室)	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円
工芸室	2,100円	2,400円	2,900円	6,400円
展示ロビ	1日につき 6,400円			
二				

改正前	改正後								
	レクリエ	4,400円	5,400円	6,400円	1万4,600円				
	ーション								
	ホール								
<p><u>備考 集会室（第1ホール）及び展示ロビーの利用者が物品の販売又は入場料その他これに類する金銭の徴収をする等営利目的で使用する場合は、それぞれの使用区分の使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p>									
<p><u>2 卓球の個人使用</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 536 1599 587">使用単位</th> <th data-bbox="1599 536 2074 587">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 587 1599 635">1人1時間</td> <td data-bbox="1599 587 2074 635">100円</td> </tr> </tbody> </table>						使用単位	金額	1人1時間	100円
使用単位	金額								
1人1時間	100円								
<p><u>備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u></p>									